

大田区立羽田小学校いじめ防止基本方針

【いじめ防止のための基本方針】

「いじめ防止対策推進法」に基づき、本校のいじめ防止に関する基本方針を以下のように定める。

基本姿勢：全ての暴力行為の背後にいじめの可能性があると疑って関わる。

基本方針1 いじめの未然防止・早期発見に努める。

基本方針2 いじめの迅速な解消を図る。

基本方針3 すべての教育活動を通じた道徳教育、体験活動等の充実を図り、
思いやりの心を育てる。

具体的な手立て

【基本方針1：未然防止】

- 全教育活動における道徳教育及び特別な教科道徳における教育・総合的な学習の時間、学校行事等体験学習の充実。
- 情報モラル、インターネットを利用したいじめ対策の推進。
- 児童主体による防止活動。(委員会活動等)

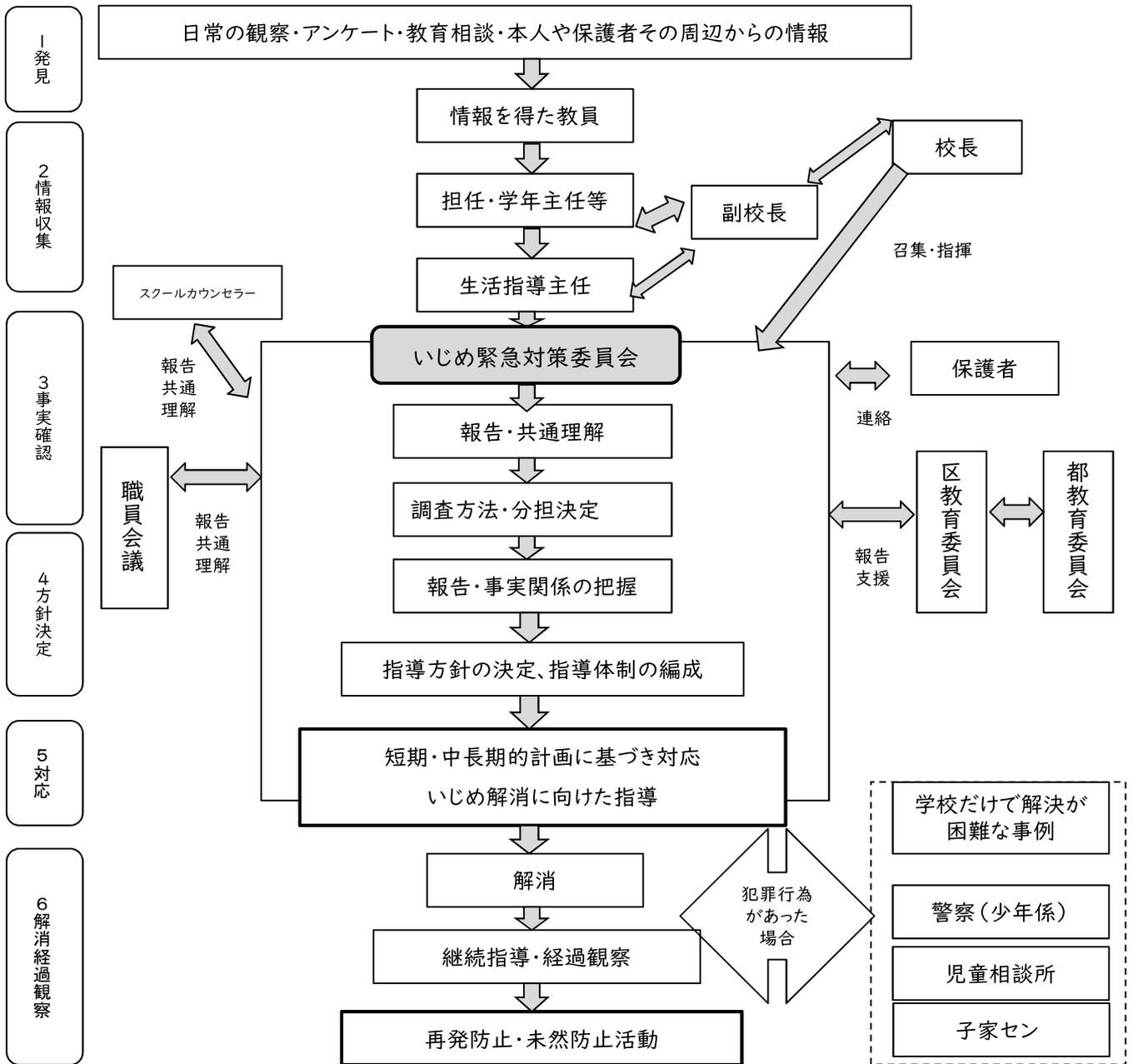
【基本方針2：早期発見】

- 都や区教育委員会による実態調査の実施と活用。
- 指導の徹底と保護者への啓発指導。
- 組織的な体制の有効活用。「C4thの生活指導案件」の共有。
- 児童・保護者が利用しやすい相談体制の整備、関係諸機関(子ども家庭支援センター、児童相談所、警察等)との密接な連携。
- 管理職への報告・連絡・相談の確実な実施。
- スクールカウンセラーとの連携・情報の共有

【基本方針3：早期対応・重大事故への対処】

- 管理職の指示の下、現状、経緯、背景、人間関係等の状況報告および分析の継続的实施。
- いじめ防止委員会での調査結果の共有・分析・指導・評価・改善。
- 解消に向けての実施計画の作成。
 - ・「いじめ緊急対策委員会」を中心に教職員の役割分担の明確化。
 - ・2週間以内の解消を想定した短期的計画の作成。
 - ・人間関係再構築及び再発防止に向けた中長期的な計画の作成。
- いじめを受けた児童・保護者、いじめを行った児童・保護者への連絡・支援・協力要請。
- 教育委員会への迅速な報告。

【いじめ防止・対応に向けた校内組織体制】



【いじめ防止委員会】

- 経営支援部内において随時、校内のいじめ状況の報告・分析を行う。
- 構成員は経営支援部メンバーとする、校長が必要と認める場合、養護教諭、及びスクールカウンセラー、その他学校所属の教職員で構成する。
- 基本方針の日常的な実施と評価・改善。

【いじめ緊急対策委員会】

- いじめによる状況発生時に校長が緊急に設置する委員会である。
- 「いじめ防止委員会」の構成員に加え、区教育委員会（指導主事）及び校長が必要と認める学校関係者等で構成する。
- いじめ解消への迅速な対応。